

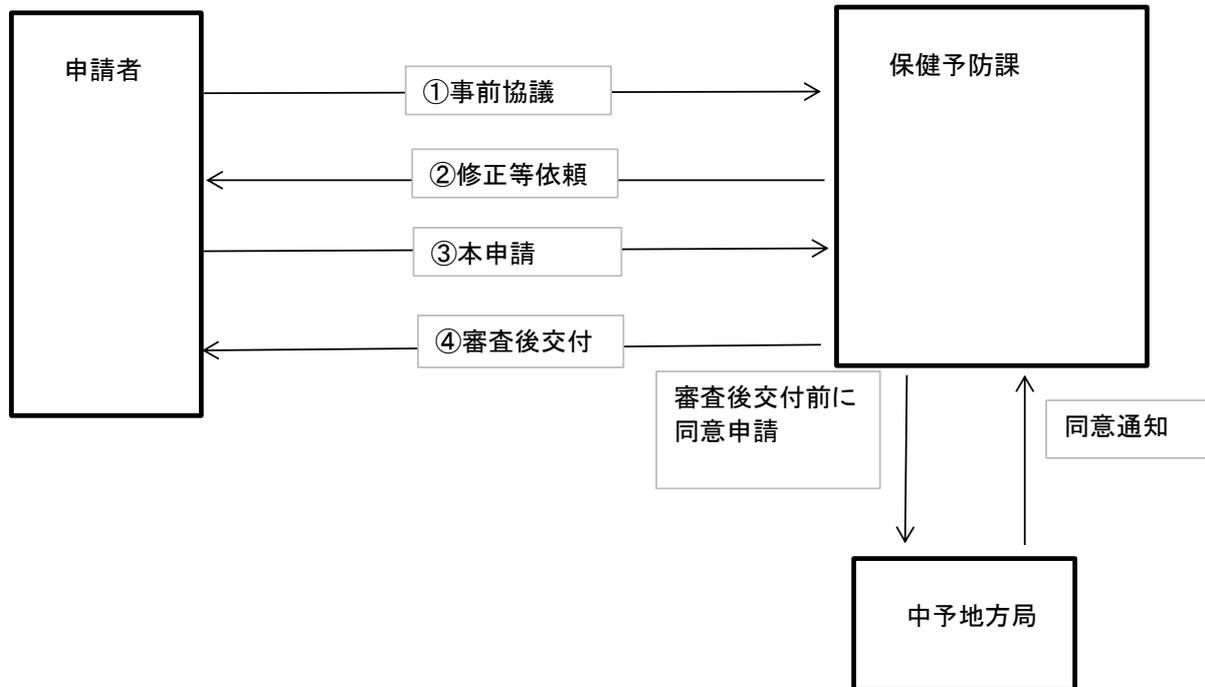
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 156

処 分 名	指定障害者支援施設指定の変更	
処 分 の 概 要	変更内容が指定障害者支援施設としての基準を満たしていれば変更を行う。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項	第39条第1項	
所 管 課	保健予防課	
経由機関での処理期間		8日
所管課での処理期間		20日
標準処理期間	計	28日
判断基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第39条第2項の規定により、第38条第2項、3項及び、松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則、松山市指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則、松山市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】                  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律                  第39条第1項 指定障害者支援施設の設置者は、第29条の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害者支援施設に係る同項の指定の変更を申請することができる。                  第2項 前条第2項及び第3項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第38条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。                  第3項 第36条第3項及び第4項の規定は、第29条第1項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則                  第34条の21第1項（障害者自立支援）法第36条第4項（法第37条第2項、第38条第3項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。</p> <p>松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例                  松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例                  松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則                  松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則                  松山市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。